

平成 19 年 2 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号  
東急リアル・エステート投資法人  
代表者名  
執行役員 堀江正博  
(コード番号 8957)

投資信託委託業者名  
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表者名  
代表取締役執行役員社長 堀江正博  
問合せ先  
執行役員 IR 部長 小井陽介  
TEL.03-5428-5828

### 一般事務（投資口事務代行）取扱手数料体系の改定に関するお知らせ

本投資法人は、一般事務（投資口事務代行）業務に係る手数料体系の改定について、当該業務の受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で合意しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 手数料体系変更の概要

本投資法人の一般事務（投資口事務代行）業務は、一般事務委託（投資口事務代行）契約書に基づき、三菱 UFJ 信託銀行株式会社に委託しています。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社は、2005 年 10 月 1 日の三菱信託銀行株式会社と UFJ 信託銀行株式会社の統合を受けて、同社が受託する一般事務（投資口事務代行）業務について、順次、新システムに移行しています。本投資法人の委託業務は 2007 年 3 月より新システムにて行われる事になったため、2007 年 3 月より添付資料のとおり取扱手数料体系が変更されるものです。

#### 2. 今後の見通し

手数料体系変更による運用状況への影響は僅少であり、第 8 期（平成 19 年 7 月期）の運用状況の予想の変更はありません。

#### <添付資料>

- ・参考資料 1 通常事務手数料表（改定前取扱手数料体系表）
- ・参考資料 2 名義書換等手数料明細表（改定後取扱手数料体系表）

以 上

※ 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

参考資料 1

通常事務手数料表 (改定前取扱手数料体系表)

| 項目                  | 計算単位及び計算方法   |
|---------------------|--|
| 基本料                 | 1. 月末現在投資主及び実質投資主の名寄せ合算後投資主数を基準として1名につき、下記段階に応じ区分計算した合計額の6分の1(月額)。ただし、最低料金は月額210,000円とする。<br>1名～5,000名 490円<br>5,001名～10,000名 440円<br>10,001名～30,000名 380円<br>30,001名～50,000名 320円<br>50,001名以上 270円<br>2. 月中に除籍となった投資主:1名につき70円加算   |
| 名義書換料               | 1. 月中書換投資口数1投資口につき135円<br>2. 書換投資証券1枚につき135円   |
| 投資証券交換分合料           | 1. 回収投資証券1枚につき90円<br>2. 交付投資証券1枚につき90円   |
| 不所持投資主管理料           | 1. 不所持申出受理:(1)1投資口につき65円、(2)提出投資証券1枚につき135円<br>2. 不所持投資証券交付:(1)1投資口につき65円、(2)交付投資証券1枚につき135円<br>3. 月末現在不所持投資主:1名につき(月額)70円   |
| 未達・未引換 投資証券保管料      | 月末保管件数:1件につき(月額)80円  |
| 予備投資証券管理料           | 1. 予備投資証券の保管:期末の残高枚数1枚につき(6か月)4円<br>2. 予備投資証券の廃棄:1枚につき15円  |
| 諸届受付料               | 受付1件につき500円  |
| 証明調査料               | 証明調査依頼対象投資主1名につき1,000円   |
| 分配金明細表管理料           | 1. 投資主及び実質投資主の名寄せ合算後投資主数を基準として1名につき、下記段階に応じ区分計算した合算額。ただし、最低額を380,000円とする。<br>1名～5,000名 135円<br>5,001名～10,000名 115円<br>10,001名～30,000名 95円<br>30,001名～50,000名 80円<br>50,001名以上 65円<br>2. 分配金振込指定:1件につき170円加算  |
| 未払分配金関係手数料          | 1. 分配金領収証又は郵便振替支払通知書:1枚につき500円<br>2. 未払分配金の除斥期間満了後管理料:毎月月末現在未払管理件数1件につき、下記段階に応じ区分計算した合計額。<br>1件～10,000件 3円<br>10,001件～30,000件 2円<br>30,001件以上 1円   |
| 議決権行使書及び委任状関係手数料    | 1. 議決権行使書、委任状(出席票を含む)作成:1通につき22円<br>2. 議決権行使書、委任状集計:1通につき70円<br>ただし、最低額を70,000円とする。  |
| 投資主一覧表等作成料          | 1. 全投資主を記載する場合:1名につき7円<br>2. 一部投資主を記載する場合:1名につき60円<br>3. 分配金明細表作成料:1名につき22円  |
| 投資主総会及び分配金関係書類封入発送料 | 1-1. 定型郵便の封入発送料等<br>(1)投資主総会関係:封入物招集通知2種又は3種、決議通知2種又は3種、合計5種まで1名につき54円<br>(2)分配金関係封入物2種まで1名につき30円<br>(3)分配金振込先確認書の封入1通につき40円加算<br>(4)追加封入料 封入物1種増すごと6円加算<br>(5)手作業による封入物1種につき6円加算<br>(6)決議はがき 1名につき18円<br>1-2. 定型外郵便の封入発送料等<br>(1)投資主総会関係:封入物招集通知2種又は3種、決議通知2種又は3種、合計5種まで1名につき54円<br>(2)分配金関係封入物2種まで1名につき30円<br>(3)分配金振込先確認書の封入1通につき40円加算<br>(4)追加封入料 封入物1種増すごと6円加算<br>(5)手作業による封入物1種につき6円加算<br>(6)差込料:1名につき7円<br>2. 書留扱い:1通につき55円加算 |
| その他                 | 郵便振替支払通知書分割料:1通につき350円 ただし、最低額を70,000円とする。   |

投資証券保管振替制度事務取扱手数料

| 項目         | 計算単位及び計算方法  |
|------------|---|
| 実質投資主管理料   | 月末現在実質投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額の6分の1(月額)。ただし、最低料金は月額70,000円とする。<br>1名～5,000名 270円<br>5,001名～10,000名 240円<br>10,001名～30,000名 210円<br>30,001名～50,000名 180円<br>50,001名以上 150円 |
| データ受理费     | 1. 実質投資主票受理费:参加者から提出された実質投資主票1枚につき200円<br>2. 実質投資主通知受理费:証券保管振替機構の実質投資主通知1件につき200円   |
| 除籍料        | 用済実質投資主票:1枚につき50円   |
| 失念投資口関係手数料 | 1. 機構名義失念投資口に係る分配金の支払:1件につき1,500円<br>2. 機構名義失念投資口に係る分割投資口の交付:1件につき3,000円  |

参考資料 2

名義書換等手数料明細表（改定後取扱手数料体系表）

| 項目                | 手数料   | 対象事務  |   |
|-------------------|---|---|---|
| 投資主名簿管理料<br>（基本料） | 1. 月末現在の投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額の6分の1（月額）<br>5,000名まで 390円 10,000名まで 330円<br>30,000名まで 280円 50,000名まで 230円<br>100,000名まで 180円 100,001名以上 150円<br>但し月額最低額を220,000円とする<br>2. 月中に失格となった投資主1名につき55円   | 投資主名簿及び投資証券不所持投資主名簿の保管、管理に関する事務<br>投資証券未引換投資主の管理、名義書換未引取投資証券の保管事務<br>決算期日における投資主確定並びに投資主リスト、統計諸資料の作成に関する事務<br>分配金振込指定投資主の管理に関する事務   |   |
| 名義書換料             | 1. 名義書換<br>(1) 書換投資証券枚数1枚につき115円<br>(2) 書換投資口数1口につき、①から③の場合を除き120円<br>①証券保管振替機構名義への書換の場合100円<br>②商号変更の提出の際に投資証券上への投資主名表示の変更を行った場合60円<br>③合併による名義書換の場合60円<br>2. 投資証券不所持<br>(1) 不所持申出又は交付返還1枚につき115円の2分の1<br>(2) 不所持申出又は交付返還1口につき、証券保管振替機構名義の場合を除き、120円の2分の1（証券保管振替機構の場合50円）    | 投資主の名義書換、質権登録（抹消）及び信託財産表示（抹消）に関し投資証券並びに投資主名簿への記載に関する事項<br>なお諸届のうち同時に投資証券上への投資主名表示の変更を行った分を含む<br><br>投資証券不所持申出・投資証券交付返還による投資主名簿への表示又は抹消に関する事項                                      |   |
| 分配金計算料            | 1. 投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額<br>5,000名まで 120円 10,000名まで 105円<br>30,000名まで 90円 50,000名まで 75円<br>100,000名まで 60円 100,001名以上 50円<br>但し1回の最低額を350,000円とする<br>2. 振込指定分 1件につき130円加算   | 分配金の計算、分配金支払原簿の作成、領収証又は振込通知の作成、振込票又は振込磁気テープの作成、支払済領収証の整理集計、支払調書の作成、特別税率（分離課税を含む）及び分配金振込適用等の事務   |   |
| 分配金支払料            | 1. 分配金領収証又は郵便振替支払通知書 1枚につき500円<br>2. 月末現在未払投資主 1名につき5円  | 取扱期間経過後の分配金の支払事務<br>未払投資主の管理に関する事務  |   |
| 投資証券交換分合料         | 1. 交付投資証券1枚につき75円<br>2. 回収投資証券1枚につき70円  | 分割、併合、除権判決、毀損、汚損、満欄、引換、投資証券不所持の申出及び交付・返還等による投資証券の回収、交付に関する事務  |   |
| 諸届受理料             | 諸届受理1件につき550円   | 住所変更、商号変更、代表者変更、改姓名、常任代理人等の投資主名簿の記載の変更を要する届出及び事故届、改印届、分配金振込指定書の受理並びに特別税率（分離課税を含む）及び告知の届出の受理に関する事務<br>但し名義書換料を適用するものを除く  |   |
| 諸通知封入発送料          | 1. 封入発送料<br>(1) 封書<br>①機械封入の場合 封入物2種まで1通につき25円<br>1種増す毎に5円加算<br>②手作業封入の場合 封入物2種まで1通につき35円<br>1種増す毎に10円加算<br>(2) はがき 1通につき15円<br>但し、1回の発送につき最低額を30,000円とする<br>2. 書留適用分 1通につき30円加算<br>3. 発送差止・送付先指定 1通につき200円<br>4. 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合1件につき25円加算<br>5. ラベル貼付料 1通につき5円 | 投資主総会招集通知状、同決議通知状、議決権行使書、事業報告書、分配金領収証等投資主総会関係書類の封入発送事務  |   |
| 返戻郵便物整理料          | 返戻郵便物1通につき250円  | 投資主総会招集通知状、同決議通知状、事業報告書等の返戻郵便物の整理、再発送に関する事務   |   |
| 議決権行使書作成集計料       | 1. 議決権行使書作成料 作成1枚につき18円<br>2. 議決権行使書集計料 集計1枚につき25円<br>但し1回の集計につき最低額を25,000円とする  | 議決権行使書の作成、提出議決権行使書の整理及び集計の事務  |   |
| 証明・調査料            | 発行証明書1枚、又は調査1件1名義につき600円  | 分配金支払い、投資主名簿記載等に関する証明書の作成及び投資口の取得、移動（譲渡、相続、贈与等）に関する調査資料の作成事務  |   |
| 保管振替制度関係          | 実質投資主管理料  | 1. 月末現在の実質投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額の6分の1（月額）<br>5,000名まで 210円 10,000名まで 180円<br>30,000名まで 150円 50,000名まで 120円<br>50,001名以上 100円<br>但し月額最低額を60,000円とする<br>2. 月中に失格となった実質投資主1名につき40円 | 実質投資主名簿の作成、保管及び管理に関する事務<br>実質投資主間及び実質投資主と投資主を名寄せする事務<br>照合用実質投資主データの受理、点検及び実質投資主票との照合並びに実質投資主名簿の仮更新に関する事務<br>失格した実質投資主の実質投資主名簿及び実質投資主票を管理する事務 |
|                   | 実質投資主に関するデータ受理料   | 1. 実質投資主票登録料 受理1件につき200円<br>2. 実質投資主通知受理料 受理1件につき100円   | 実質投資主票・同送付明細表に基づき、実質投資主を仮登録する事務<br>実質投資主通知の受理、点検及び実質投資主票との照合並びに実質投資主名簿の更新に関する事務   |

本表に定めのない臨時事務（新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務、商号変更等による投資証券一斉引換事務又は解約に関する事務等）については両当事者協議の上その都度手数料を定める